

第18回サステナブルファイナンス有識者会議

事務局資料

令和5年9月22日

金融庁

今後の議論のあり方・テーマについて①

(これまで頂いた主な意見)

- ネットゼロの実現は緊急的な課題であるが、サステナブルファイナンスは経済・社会の持続可能性に係る様々なテーマを包含するもの。生物多様性、人的資本、人権など、脱炭素にとどまらない「その他のESG課題」についても金融の役割を議論すべきではないか。
- 様々なファイナンスの出し手を切り口に議論することも考えられる。例えば、スタートアップの文脈では、企業側のみならず、政府全体で進める資産運用立国とも関連するが、ファイナンスの出し手側である新興運用会社等の議論も重要ではないか。
- 特に気候変動は世界的な課題であるが、各国の脱炭素に向けたアプローチは異なる。そうした中、アジアに適したアプローチを探るため、まずは、どのような課題やファイナンスの需要があるか、整理してはどうか。
- SDGsに対する認知度は高まっている一方、ESG投資やサステナブルファイナンスに関する認知度は必ずしも高くない。サステナブルファイナンスに関する国内外の発信や人材育成を通じて、最終的な顧客や株主、預金者となる個人も含め、社会全体で認知・理解を浸透させることが重要ではないか。有識者会議の議論への若い世代の参画や、昨年公表したスキルマップの実現に向けた議論を検討してはどうか。

今後の議論のあり方・テーマについて②

- これまで有識者会議では、**企業開示の充実**、**市場機能の発揮**、**金融機関の投融資先支援とリスク管理**という3つの柱と**その他の横断的課題**について、関係者の取組状況の確認や、施策の提言等を行ってきた。
- **第一報告書に記載された取組み・施策は着実に進展**する一方、**課題は多様化が見られ、考え方・取組みも深化が必要**と考えられる。これまでの区分と異なる例えば以下の切り口で改めて議論し、**今後検討を深めるべき領域・課題等を議論**してはどうか。

(サステナブルファイナンスの基礎となる考え方と手法、インフラ整備等)

基本的視座の深掘り

… 受託者責任との整合性（PRIレポート）

ファイナンスの手法とプレイヤー

… インパクト投資、トランジションファイナンス、ブレンデッドファイナンス
… 金融機関、VC、CVC、アセットオーナー、アセットマネジャー

投資の基盤となるインフラ整備の状況

… ESGデータの集約、ESG評価・データ提供

(サステナブルファイナンスの課題と更なる浸透)

多様化するESG課題

… 生物多様性、人的資本、人権、健康等のその他のESG課題

サステナブルファイナンスの更なる浸透

… 人材育成（若者）、国内外への発信強化

(国内外におけるサステナブルファイナンスの推進)

アジアを含む世界の脱炭素の加速

… アジアにおけるトランジションファイナンスの実装

国内の各地域における推進

… 地域企業へのインパクト投資、脱炭素支援（トランジション計画の策定支援、開示）

(参考資料)

受託者責任に関するこれまでの本有識者会議等における議論①

「サステナブルファイナンス有識者会議報告書（第一次報告書）」（令和3年6月公表）（抄）

第1章 総論

1. 基本的視点（P.3-4）

（略）持続可能な社会の構築は、それに拠って立つ金融資本市場や金融主体にも便益をもたらすものである。この点、大多数の国内企業株式を幅広く保有する機関投資家（ユニバーサルオーナー）やそれに近い立場にある金融主体が好例である。サステナブルファイナンスは、個々の経済活動にともなう正や負の外部性を金融資本市場が適正に織り込み、環境や社会課題を考慮した投融資等を行うことで、環境や社会の課題が改善するなど、それらの経済活動が全体として拠って立つ基盤を保持し強化する効果を持つ。それは結局、個々の経済活動にも便益をもたらす。したがってユニバーサルオーナー等にとっては、サステナブルファイナンスに係る取組みが自らの保有する投融資ポートフォリオ全体のリスク・リターンの改善につながるという効果があると期待される。

（略）サステナブルファイナンスは、持続可能な経済社会システムの実現に向けた広範な課題に対する意思決定や行動への反映を通じて、経済・産業・社会が望ましいあり方に向けて発展していくことを支える金融メカニズム、すなわち、持続可能な経済社会システムを支えるインフラと位置付けるべきものと考えられる。それは、持続可能な経済社会システムの構築という将来を見据えた息の長い取組みでもある。したがって民間セクターが主体的に取り組むとともに、制度的な枠組み作りなどを通じて政策的にも推進していくべきと考えられる。

2. 横断的論点

（1）受託者責任（P.5）

（略）ESG投資は受託者責任に反しないという認識は、全世界的に一定程度の支持を得ているものと考えられる。受託者責任を果たす上でESG投資以外の運用戦略もありうる中で、現状、ESG要素を考慮しなければ受託者責任に反するとまで言える状況にはないが、「1. 基本的視点」で述べたサステナブルファイナンスの意義を踏まえESG要素を考慮することは、日本においても受託者責任を果たす上で望ましい対応と位置づけることができると考えられる。

「インパクト投資等に関する検討会報告書」（令和5年6月公表）（抄）

1. はじめに

(1) 社会・環境面での改善効果の実現を図る企業等への投資の意義（P.3）

（略）

多様な投資家・金融機関が、社会・環境面での改善効果と事業の成長を図る創業企業等に対し、事業の特性や成長ステージに合わせ資金面を含む必要な支援を行うことは、企業が成長し、経済の持続性を高めるため、重要な意義があると考えられる。

(3) インパクト投資の意義（P.6）

（略）

なお、広くサステナブルファイナンスに関しては、社会・環境課題を考慮した投資等を行うことで、ことで、経済・金融活動の基盤を強化し、又はリスクを低減させ、経済全体の持続可能性を高める観点から、金融庁サステナブルファイナンス有識者会議を含め、国内外で推進に向けた議論が行われている。

インパクト投資についても、それぞれの投資の実践により個別具体的な「社会・環境的効果」や「投資収益」が生まれることに加え、社会全体として推進することで、投資を通じた社会・環境課題の解決と事業性の改善を図り、外部性を適切に金融市場に織り込むことで、経済基盤の強化・持続可能性の向上に資するものであり、サステナブルファイナンスの1分野として推進していく意義があるものと考えられる。

(4) 本検討会の主な対象（P.7）

（略）

本検討会では、インパクト投資はあくまで「投資」であり、社会・環境的効果を持つことに加えて、一定の収益性を目指すものを前提とし、取りまとめている。

特に、社会・環境的効果と事業が様々な工夫の下で相互に補完・強化し、両立する関係（好循環：positive feedback loop）に十分になり得るものであり、投資を通じてこうした好循環を実現していくことが、日本や世界の社会・経済に重要であるという観点に立って、本報告書では、社会・環境的効果と事業の成長を投資により実現する「インパクト投資」の在り方について、取りまとめている。

GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月)では、国際公約の達成と、わが国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、**今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を実現**することとしている。2023年2月には、「**GX実現に向けた基本方針**」を閣議決定し、「GX実行会議」における議論を踏まえ、今後10年を見据えた取組みの方針を取りまとめ。2023年5月には関連法案が国会で成立。

150兆円超の官民GX投資実現等に向けた主な施策

GX経済移行債を活用した大胆な先行投資支援

- GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行も目指す)、今後10年間に20兆円規模の大胆な先行投資支援を実施
- 産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野等を対象とし、規制・制度措置と一体的に実施



新たな金融手法の活用

- 「GX推進機構」がGX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を実施
- トランジション・ファイナンスへの国際的な理解醸成へ向けた取組の強化
- 気候変動情報開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備



GX

グリーントランス
フォーメーション

150兆円の投資
(10年間)



成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

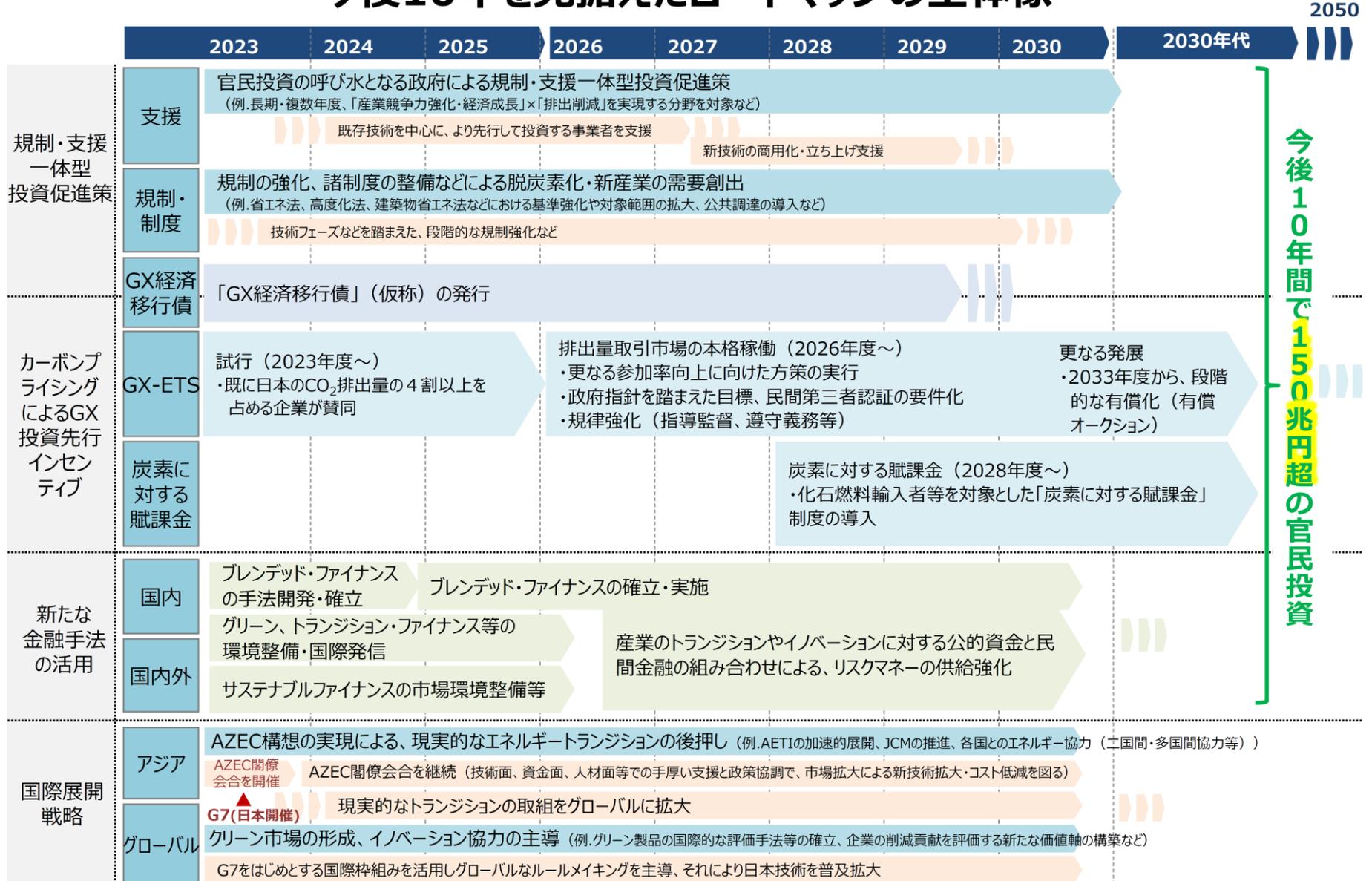
- 炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。例えば、
 - 「排出量取引制度」の本格稼働(2026年度～)
 - 発電事業者にEU等と同等の「有償オークション」を段階的に導入(2033年度～)
 - 化石燃料輸入事業者等に「炭素に対する賦課金」制度の導入(2028年度～)

国際展開・公正な移行・中小企業等のGX

- アジア・ゼロエミッション共同体構想を実現し、アジアのGXを後押し
- 円滑な労働移動を推進
- 脱炭素製品等の需要を喚起
- 中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を推進

GX 実現に向けた基本方針（10年ロードマップ）

今後10年を見据えたロードマップの全体像



今後10年間で150兆円超の官民投資

Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

3. サステナブルファイナンスの推進

気候変動や少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。

国内外の関係者による取組の広がりを踏まえつつ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援していく。あわせて、「Japan Weeks」等の機会を捉えて、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。

企業のサステナビリティ開示の充実

- 近時、サステナビリティに関する取組が企業経営の中心的な課題になるとともに、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点から、サステナビリティ情報へのニーズが高まっていることを踏まえ、企業のサステナビリティ開示の内容について継続的な充実を図る。
- 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（2023年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえ、サステナビリティ開示の好事例を取りまとめて公表する。
- また、各国においてサステナビリティ開示が急速に進む中、国際的な比較可能性を確保することが重要である。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1基準）及び気候関連開示基準（S2基準）が2023年6月に最終化されたことを受け、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）をはじめとする関係者と連携し、我が国のサステナビリティ関連情報が国際的な比較可能性をもち、資本市場からの信頼が得られるものとなるように取組を進める。さらに、人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備や、サステナビリティ情報に対する第三者による保証等の国際的な基準開発の議論に積極的に参画・貢献する。くわえて、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方についても、国際的な議論を踏まえ、検討を進めていく。

GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進

- 金融機関・投資家が、投融資先の実情に応じた実効的な対話・支援に取り組むよう、GFANZ日本支部等とも連携し、ファイナンス・エミッションや削減貢献量等の指標のあり方を含む移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進め、積極的に国際発信を行う。（続）

金融庁「2023事務年度金融行政方針」（抄）（8月29日公表）

GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進

- また、中堅・中小企業の脱炭素を含む地域でのGX投融資を促すため、地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援する。
- さらに、世界全体のGX実現に向け、地理的結びつきが強いアジアのGX投資を推進するため、官民関係者が参画する協議体を設置し、実践的課題を集約・発信する。あわせて、アジアGX投資への我が国金融機関の取組支援等を通じ、「アジアGX金融ハブ」の実現に取り組む。

サステナビリティデータの集約

- サステナビリティデータの効果的・効率的な集約に係る実務上の課題が指摘されているところ、日本取引所グループ（JPX）とも連携し、XBRL等も活用した利用し易い形での情報提供を進める。こうした取組について、NZDPUを含む国際的なデータ整備構想とも必要に応じて連携していく。あわせて、サプライチェーンにおけるScope3等のデータ整備の取組を関係省庁と連携し支援していく。

インパクト投資の推進

- インパクト投資の「基本的指針(案)」(2023年6月公表)について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行い、2023年度中の最終化を目指す。また、インパクトスタートアップや地域企業等への支援を促す観点から、投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、インパクト指標、投資事例、企業支援の手法等の検討・共有を進めていく。

ESG投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等

- 企業と投資家の橋渡し役を担うESG評価・データ提供機関に対して、評価の透明性・客観性の向上等の観点から、「行動規範」(2022年12月公表)への賛同を促すほか、ESG評価機関の開示の状況等を確認し、更なる論点等について検討を行う。
- また、金融機関に対し、ESG投信に関する監督指針(2023年3月公表)の浸透を図る。
- さらに、サステナブルファイナンスの専門人材の育成を進めるため、民間資格試験の普及、グローバルにも通用する大学等の講座の設置等を促す。

サステナブルファイナンス有識者会議 第三次報告書 -サステナブルファイナンスの深化-

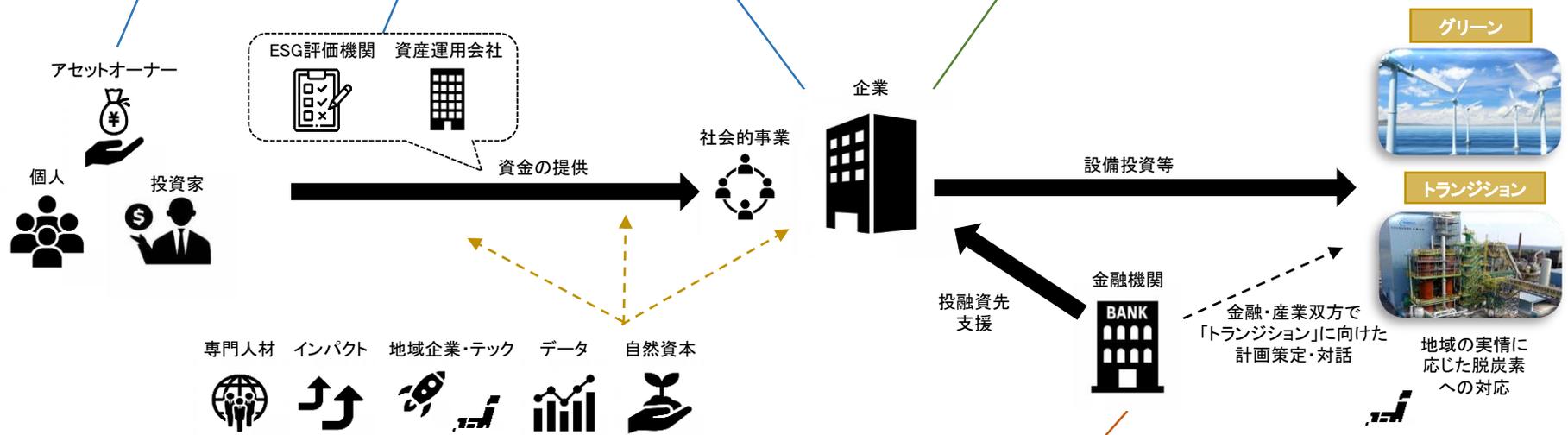
- 金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」では、**新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）を推進**を図る施策につき継続的に議論を進めている。2023年6月には、直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策を以下のとおり「有識者会議報告書」として取りまとめ、公表

(2) 市場機能の発揮

- 排出量等の企業データの策定を支援し、**プラットフォーム等を通じた企業データの集約・提供を推進**。併せて、専門的な**気候変動関連の気象データ等の利活用推進**に向け環境を整備
- アセットオーナー・アセットマネージャーのESG投資等の知見共有・対話と有効性を向上**
- 監督指針を改正し**ESG投信の検証項目を明確化**（2023年3月）、個人が投資し易いESG投信を拡充
- ESG評価機関の**行動規範を最終化**（2022年12月）、2023年6月末時点の賛同状況を取りまとめ
- カーボンプレジットの取引拡大**に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進

(1) 企業開示の充実

- ISSBの**サステナビリティ開示基準等の国際的議論に積極的に参画**し、官民連携してわが国の意見を集約・発信
- サステナビリティ情報の記載欄を2023年3月期決算より新設**。更に、SSBJで策定が予定されている**開示基準の法定開示への取り込みを検討**。併せて、サステナビリティ情報に関する**開示の好事例の収集・公表や保証のあり方を検討**



(4) その他の横断的課題

- 基本的指針案の公表（2023年6月）、コンソーシアムを通じた知見の共有など、**インパクト投資を推進**
- 地域における気候変動対応**を推進（協議会の設置支援、データ整備等）
- 自然資本（**生物多様性**）について議論
- 業界団体・大学・民間事業者等との連携強化を通じ**人材育成**を推進

(3) 金融機関の投融資先支援とリスク管理

- 国際的な議論等の進展を踏まえ、**シナリオ分析の手法・枠組みを継続的に改善**
- ネットゼロを目指す金融機関向けの**提言（ガイド）を策定**（2023年6月）。トランジション推進の**エンゲージメントを強化、サプライチェーンCO2排出量の見える化**を推進
- アジアGXコンソーシアム（仮称）を通じ**アジアでの脱炭素を推進**

有識者会議として、今後も随時、サステナブルファイナンスの施策の全体像・進捗状況等をフォローアップ・取りまとめ、発信

サステナブルファイナンスの取組みの全体像（進捗と今後の取組）

2022年7月～2023年6月

2023年7月～12月

開示の充実

有価証券報告書に気候変動対応や人的資本等のサステナビリティ情報の記載欄を新設し、23年3月期より適用開始

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)で基準開発。併せて、サステナビリティ情報に関する開示の好事例の収集・公表を検討

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)における基準開発等の国際的な議論に積極的に参画し、官民連携してわが国の意見を集約・発信
サステナビリティ情報の保証のあり方について、前提となる、開示基準の策定や国内外の動向を踏まえて議論

市場機能の発揮

情報・データ
基盤整備

排出量等の企業データの策定を支援し、企業開示データをプラットフォーム等を通じ集約し、分かり易く提供
関係省庁と連携した事業会社との意見交換等を通じ、専門的な気候変動関連の気象データ等の利活用推進に向けた環境を整備

機関投資家

機関投資家が企業の持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、受託資産の価値向上を図っていくための課題を把握。各機関投資家の特性も踏まえつつ、機関投資家におけるESG投資等の知見共有、対話の有効性向上に向けて議論

個人の
投資機会

監督指針を改正しESG投信の検証項目を明確化

個人が投資し易いESG投信の拡充や浸透について方策を検討

ESG評価
データ機関

最終化された行動規範への賛同を呼びかけ。「ESG評価機関」について、23年6月末時点の賛同状況を取りまとめ

「ESGデータ提供機関」について、賛同を呼びかけ・取りまとめ各機関の開示状況等を踏まえた実効性確保のあり方を検討

CC市場

カーボンプレジットにかかる金融業法上の整理、市場整備の実証実験等

取引拡大に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進

金融機関の投融資先支援と
リスク管理

シナリオ分析

シナリオ分析のパイロットエクササイズ結果公表(8月)

シナリオ分析の手法・枠組みの継続的な改善

脱炭素

脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書として、ネットゼロに取り組む金融機関への提言(ガイド)を公表(6月)

トランジション推進の金融機関におけるエンゲージメント強化
本邦の経験を踏まえたトランジションの国際発信・浸透

アジアGX

「アジアGXコンソーシアム」を立ち上げアジアのGXを推進

その他の横断的課題

インパクト

インパクト投資等に関する検討会の報告書を公表(6月)報告書で、インパクト投資の「基本的指針」案を提示

基本的指針案に係る多様な関係者との対話と基本的指針の最終化
インパクト投資の「コンソーシアム」を立ち上げ
官民金融機関、様々な企業、地域関係者等と連携した事例創出・共有

地域脱炭素

地域金融機関や中堅・中小企業への支援を拡充・浸透

GXに係る地域計画・協議体設置等の支援、地域事業者への補助事業の拡充と地域金融機関等を通じた浸透、財務局等を通じた金融機関同士の連携強化など、地域の面的対応支援・推進

生物多様性

生物多様性について国際的議論も踏まえ、金融への影響や金融の役割について議論

専門人材

「サステナブルファイナンススキルマップ」の公表、
金融機関向け人材育成アンケート

業界団体・民間事業者等による資格・研修等や大学での実践的講義の推進等を通じた、実務的人材の育成
若年層を含む幅広い個人等へサステナブルファイナンスを浸透

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえて、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、人的資本・多様性やコーポレートガバナンスに関する開示を拡充。2023年3月期から適用（2023年1月31日公布・施行）

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等（充実）

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況（充実）

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

従業員の状況

- 既存の項目に加えて、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示を求める

サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ情報についての「記載欄」を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の開示を求める
 - ✓ 「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
 - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

コーポレート・ガバナンスの状況

- 既存の項目に加えて、「取締役会等の活動状況」などの開示を求める

サステナビリティ開示基準の国際的な動向と日本からの意見発信

- 2021年11月3日、国際会計基準財団（IFRS財団）は、「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」の設置を公表。IFRS財団の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京のISSB拠点としての活用が決定。
- IFRS財団は、「全般的な開示要求事項」および「気候関連開示基準」について、2023年6月に最終化。また、2023年5月4日、ISSBの基準策定における優先アジェンダ（例：生物多様性、人的資本等）を決定するための市中協議を開始（コメント期限：9月1日）。
- 日本では、「サステナビリティ基準委員会」が国内のサステナビリティ開示基準の開発および国際的な意見発信を担う。

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の概要



※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

日本からの意見発信



※SSBJは、2022年1月から6月までは、SSBJ設立準備委員会として活動

ESG投信に関する金融商品取引業者等向けの監督指針改正

- 2023年3月に改正。「資産運用業高度化プログレスレポート2022」における実態調査の結果を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を策定し、**ESG投信の範囲**や**ESGに関する公募投資信託の情報開示**、**投資信託委託会社の態勢整備**について、**具体的な検証項目**を定めた。

監督指針案の主な内容

① ESG投信の範囲の明確化

下記に該当する公募投資信託とする。

- ① ESGを**投資対象選定の主要な要素**としていること
かつ
- ② **交付目論見書**の「ファンドの目的・特色」に、①を記載していること

② 顧客誤認の防止

ESG投信ではない公募投資信託の名称又は愛称に**ESGに関する用語**(例: ESG、SDGs、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブル)が含まれていないか

③ ESGに関する情報開示の強化

交付目論見書や運用報告書に下記の事項が記載されているか

- ① **投資戦略**
 - 主要な要素となるESGの具体的な内容や勘案方法、勘案の際の制約・リスク、スチュワードシップ方針 等
- ② **ポートフォリオ構成**
 - ESGを主要な要素として選定する投資割合の目安や目標
- ③ **インデックス運用**
 - 参照指数のESG勘案方法
- ④ **定期開示**
 - ESGを主要な要素として選定した投資割合、ESG評価指標の達成状況、スチュワードシップ活動
 - インパクトの達成状況 等

④ 必要な態勢整備

① 組織体制

- ESG関連のデータ、インフラ、人材等、ESG投信の運用のためのリソースを確保しているか

② ESG評価・データ提供機関

- 利用に際し、組織体制や評価対象、手法、制約、目的を理解する等、デューデリを適切に実施しているか

⑤ 外部委託運用

- 投資戦略を踏まえ、**運用会社がESG投信の該当性を判断**
- 委託先の運用状況を反映した開示を行うとともに、デューデリや開示内容の確認を行うための体制を整備しているか

ESG評価・データ提供機関に係る行動規範

- 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「ESG評価機関等」について評価の透明性・公平性を確保するための「行動規範」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、報告書として公表。(2022年7月)
- 「行動規範」について、7月～9月に実施したパブリックコメントを踏まえ最終化(2022年12月)。

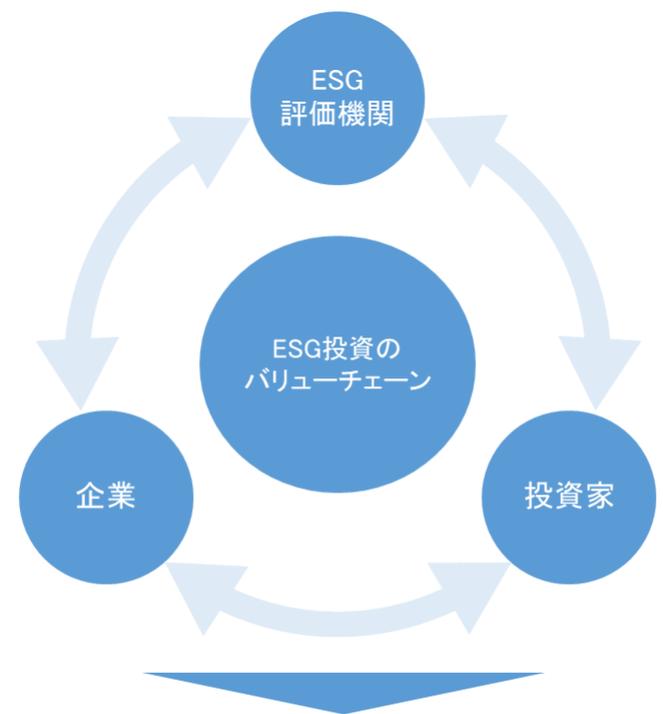
(※)最終化に向けて、わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛けていく(法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく)。評価部分は2023年6月末時点で17機関が賛同、データ部分は2024年6月末時点の賛同状況の取りまとめを実施予定。

ESG評価機関への期待 (行動規範としてとりまとめ)

- **透明性の確保**
自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること
- **人材の育成**
専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること
- **利益相反の回避**
業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること
- **企業とのコミュニケーション**
評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

機関投資家・企業への期待

- 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること(投資家)
- サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること(企業)

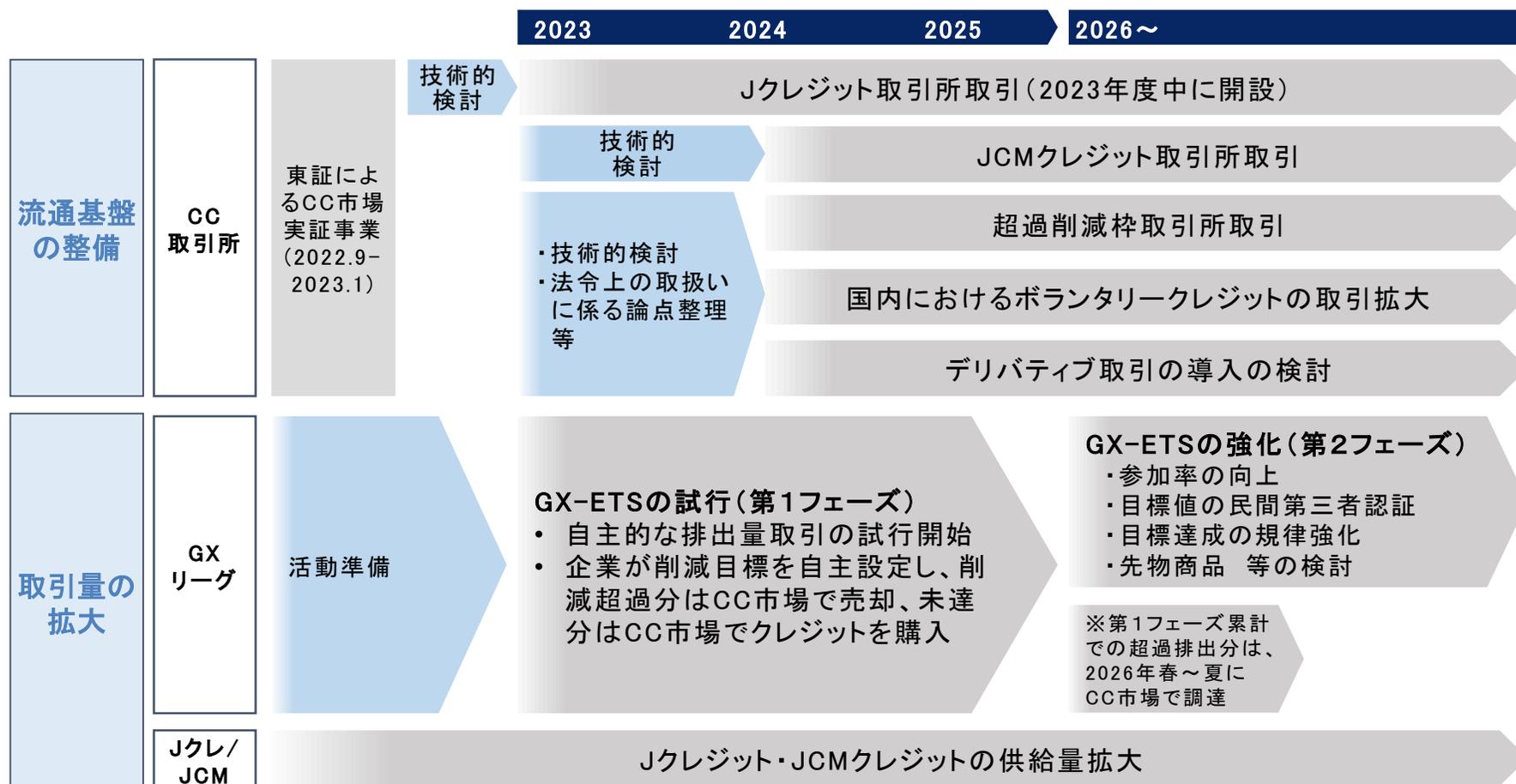


市場全体として相互の働きかけを通じ
評価等の質の改善

(※1)IOSCOによる国際的な報告書も踏まえて策定 (※2)学術・報道機関等が対象となるものではない

カーボンプレジット市場の現状と先行き

- カーボンプレジット（CC）の国内取引は、現状、基本的には取引所を介さない相対取引で行われているものの、東証が2023年度中に正式にCC取引所を開設予定。
- GXリーグでは、第1フェーズ（2023-2025年）の削減不足分について、2026年夏頃までに市場で調達することを求める。省エネや森林保全由来のJクレジット等の供給量も増加していく見込みであり、CC市場での取引拡大が見込まれる。



概要

- 脱炭素への移行に向けた世界的取組みが加速する中で、企業と対話を行い資金供給を行う**金融機関の役割が高まっている**。一方で、金融機関が**脱炭素に向けた戦略を検討し、企業と対話を行う際の実務的課題や留意点等**は国際的にも模索の途上。金融庁の検討会で昨秋より議論を行い、**6月27日、検討会としての報告書を取りまとめ・公表**。
- 報告書では、脱炭素への移行には、金融機関における**継続的・実効的な対話（エンゲージメント）が重要である点を指摘し、移行の戦略と進捗を理解・促進する観点から、以下を金融機関への提言（ガイド）**として提示

脱炭素等の企業支援を行う金融機関への提言（ガイド）

金融機関の移行のとりえ方 **ガイド1**

- ・移行は**中長期に及ぶもので事業上の影響が大きく、進捗状況の理解が必要**
- ・一方、**画一的な指標はなく、現在一般的な「排出量×投融資量」（ファイナンスド・エミッション）のほか、様々な定量・定性的指標を併せて総合的に捉えるべき**

GHG排出量データの整備 **ガイド2**

- ・排出量データは**企業だけでなく取引先も含めて集約が必要**
- ・現在は排出量データの様式やプラットフォームが統一されておらず、**共通プラットフォームの整備も検討が必要**

パスウェイと排出目標（経路）との適格性 **ガイド3**

- ・金融機関の移行戦略には、**地球規模の目標から逆算した排出の期待値（パスウェイ）と、これを踏まえた金融機関・企業の排出目標（経路）が必要**
- ・排出経路は**企業ごとに、業種・地域・戦略等を加味して判断が重要。事業性を十分理解することが必要**


金融機関の投資家・
ステークホルダー

働きかけ


金融機関

エンゲージメント


企業

アジア諸国向けの投融資拡大/ トランジションファイナンスの促進 **ガイド4**

- ・GXは全世界で取組むことが必要ながら、**アジアは地理的・経済的な特殊事情も多く、資金が足りていない。日本の経験を生かす余地も存在**
- ・アジア向け投融資によるファイナンスド・エミッションの増減を丁寧に説明しつつ、**多排出設備の置き換えや早期廃止を進めていくことが重要。カーボンクレジット創出も一案**

連携

 
アジア新興国 商社等

リスクマネーの供給 **ガイド5**

- ・GXには、**融資だけでなく個人投資を含む投資資金の誘導も重要**
- ・現在は**選択肢が限定的であり、官民の協調によるブレンデッドファイナンス、資本性のあるESG商品、ESG投資信託、脱炭素目線からのインパクト投資等を普及していくことが重要**

地域の脱炭素促進

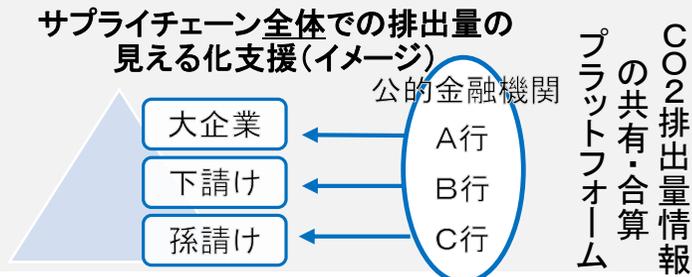
- ・GXの実現には、**大企業だけでなくサプライチェーンを成す地域全体での取組みも必須だが、地域企業では相対的に取組みに遅れ**
- ・**啓発セミナー、支援策の紹介、地域金融機関の人材育成の支援等が必要**

金融機関等の脱炭素を促す環境整備に向けた政府等への提言

- 本報告書は、金融機関による企業への働きかけを中心としているものの、こうした支援には、政府等による後押しや連携、情報発信等が不可欠。そのため、金融機関への提言だけでなく、関連地方支分部局も含めた政府等への提言を併せて提示

CO₂排出量のデータ整備に関する取組み（ガイド2）

- サプライチェーン・ファイナンスも活用した金融機関による「見える化」の促進
- データの標準化、共通化やプラットフォームの構築、様式の統一
- グローバルな連携、企業データの充実



トランジションファイナンスの推進・環境整備（ガイド3、4）

- 分野別技術ロードマップの充実（国際的な認知向上、排出量の試算等）
- アジアにおける脱炭素の取組みの拡大
 - ・ 金融機関や事業会社等が情報・課題を共有する場の設置
 - ・ 多排出設備の除却に伴うカーボンクレジットの発行にかかる検討
- グローバル化を踏まえたカーボンバジェットの状態把握・管理

リスクマネーの供給に向けた取組み（ガイド5）

- リスクマネー供給に向けた金融商品の多様化
 - ・ グリーンやトランジションに資する優先株や劣後債の発行促進
 - ・ ESG投信の普及に向けた検討
- 脱炭素目線からのインパクト投資の推進
- ブレンデッドファイナンスの推進



地域の中小・中堅企業における脱炭素の促進（第7章）

- 財務局等におけるセミナーの開催（中小・中堅企業への浸透や地域金融機関同士の連携）
- 地域金融機関を通じた支援策の普及
 - ・ カーボンニュートラルに関する施策集の作成
 - ・ 地域金融機関への説明会の開催等も通じた情報提供の充実

GFANZ日本支部の設立について

- GFANZ (Glasgow Financial Alliance for Net Zero)は、脱炭素への移行を目的に設立された各業態の連盟*1の連合体。2021年4月に元英中銀総裁であるマーク・カーニー氏の主導で設立。
- 2022年6月には、アジア・太平洋地域での取組みを強化するために、GFANZのAPACネットワークが設立された。この傘下に、国別の拠点としては世界初となる日本支部 (Japan chapter) の設立を2023年5月10日に表明。

*1 銀行(NZBA)、保険(NZIA)、アセットマネジメント(NZAM)、アセットオーナー(NZAOA)等の連盟がある。
 *2 地域ネットワークとしては、アフリカも設立済(2022/9)。国別拠点は、豪州での設立も検討中。

目的

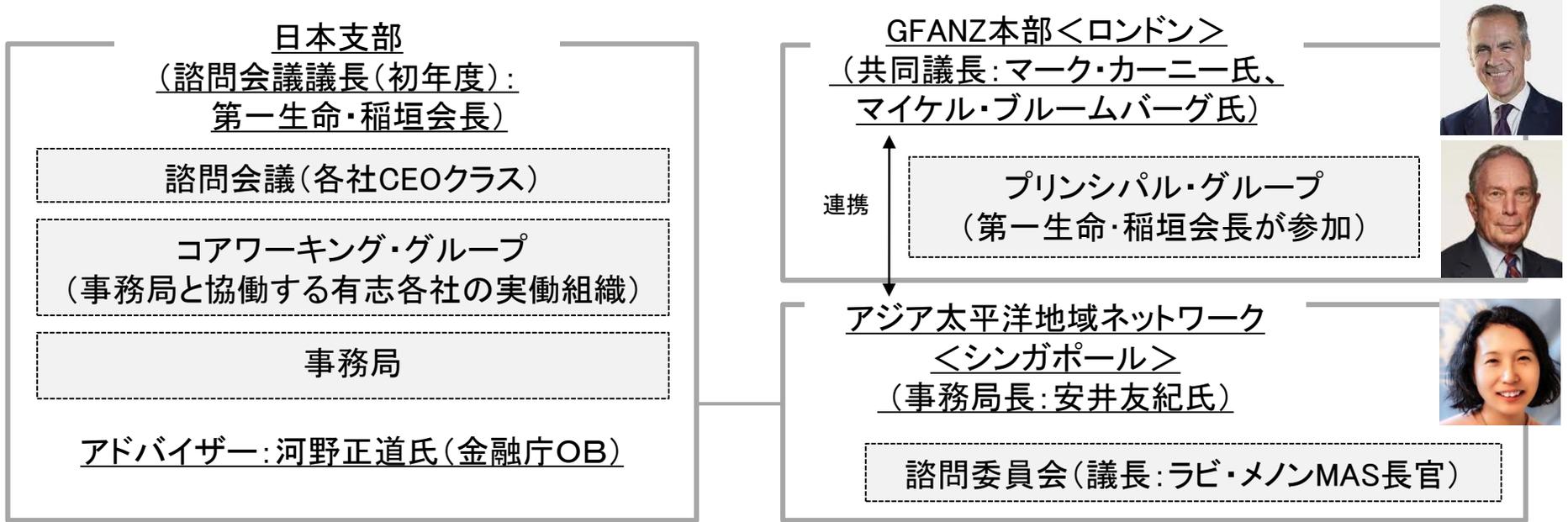
GFANZ参加金融機関の移行支援や世界に向けた情報発信、GFANZへの勧誘など

参加メンバー

GFANZ傘下の各連盟に参加している日本の金融機関等24社(3メガバンク、4大生保、3大損保等)
 * 2023年4月時点

イベント

- 5月10日: GFANZ日本支部設立合意に関するプレスリリースを公表
- 6月9日: メアリー・シャピロ副議長来日に合わせ設立総会開催(各社CSuO招待)

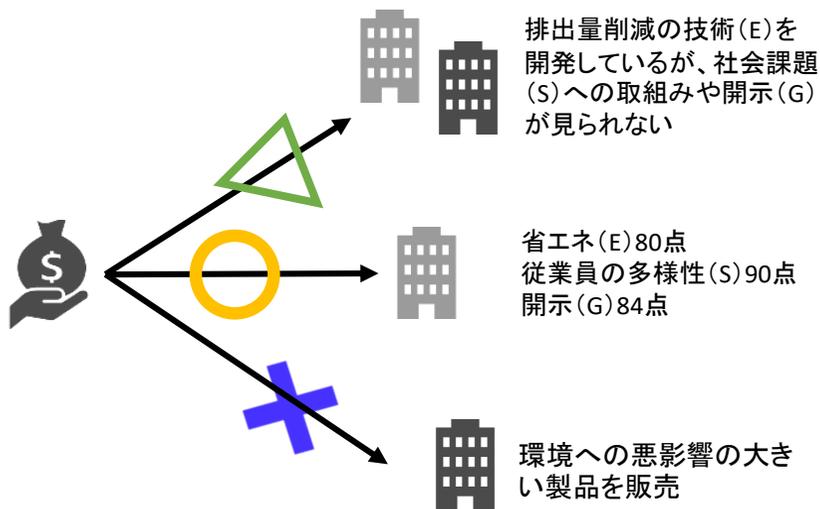


インパクト投資等に関する検討会報告書概要

- 脱炭素や少子高齢化等の**社会・環境課題の重要性が高まる中で、課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援は喫緊の課題**となっている。インパクト投資は「社会・環境的効果」（インパクト）と投資収益の双方を企図する投資として、国際的にも推進の重要性が指摘されている。
- 金融庁が2022年10月に設置した「インパクト投資等に関する検討会」では、「**インパクト投資**」の**基本的意義等について議論を進め、投資の要件、推進のための施策等と併せて取りまとめ、6月に報告書として公表**。

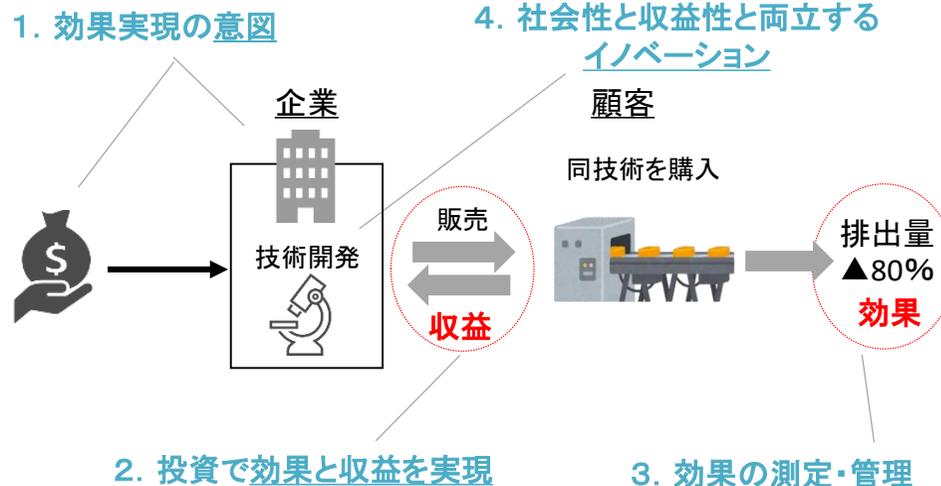
一般的なESG投資

企業のESGの取組みを総合的に評価し投資比率等を決定、又は特定業種等を投資先から除外



インパクト投資

投資により実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する**技術革新等を進める企業に投資**



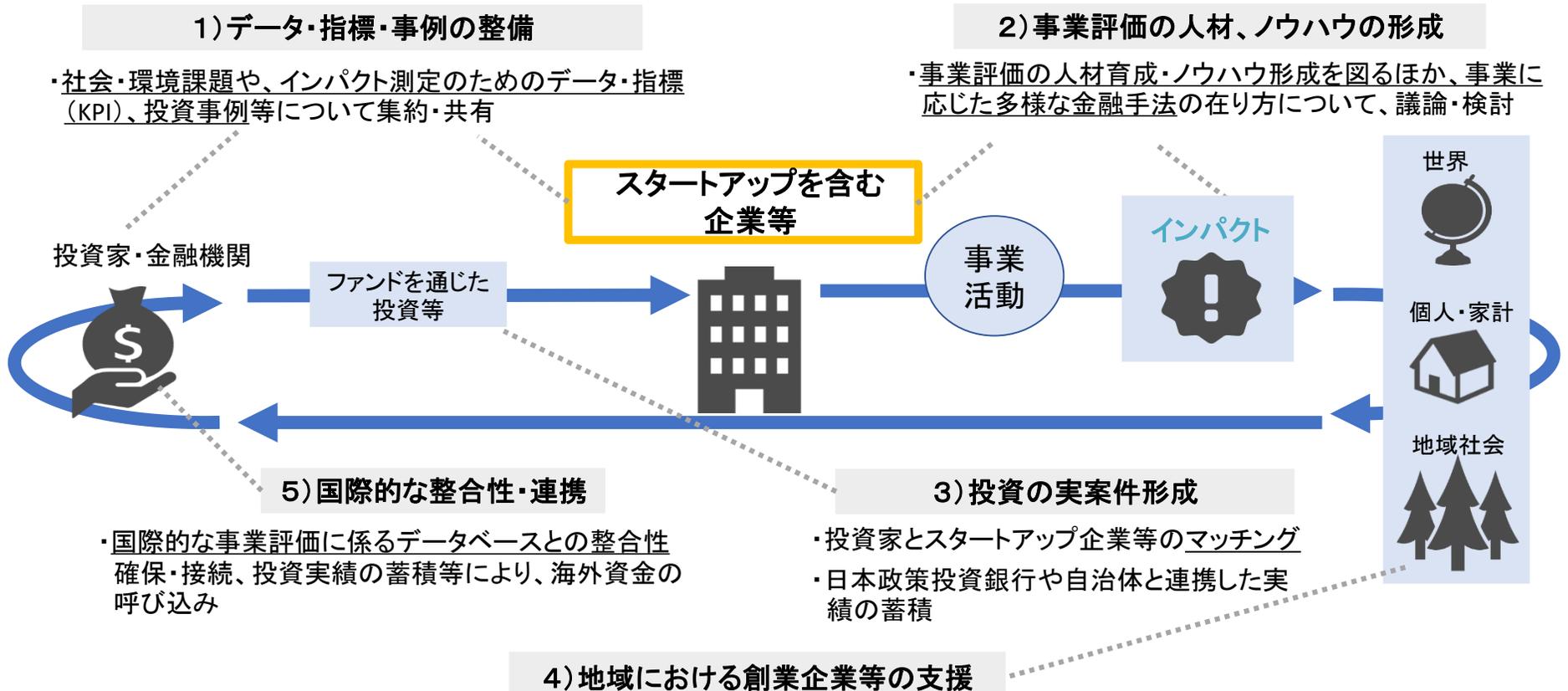
1. から4. をインパクト投資の要件として提言

「インパクト投資」の推進により、**新たな発想・創意工夫で、社会・環境課題への対応を通じ成長・事業創造を図るスタートアップを含む企業等**への事業支援を促す。

「インパクト投資」の推進に係る諸施策

- 日本が中心となってインパクト投資を推進するよう、**インパクト投資の基本的指針を策定**する。また、投資家や企業等が参加し、**事業評価に関するデータ整備や人材育成等を促進するための対話の場（コンソーシアム）**を立ち上げる。加えて、**日本政策投資銀行や自治体の推進策と協働し、投資実績の蓄積**を図る。

・**投資等の基盤（インフラ）整備**として、金融庁において、インパクト投資の「**基本的指針**」を策定（10月まで意見募集）。さらに、官民の多様な関係者が集う「**コンソーシアム**」を設置。コンソーシアムを軸として、以下の施策について、更に検討していくことが考えられる。

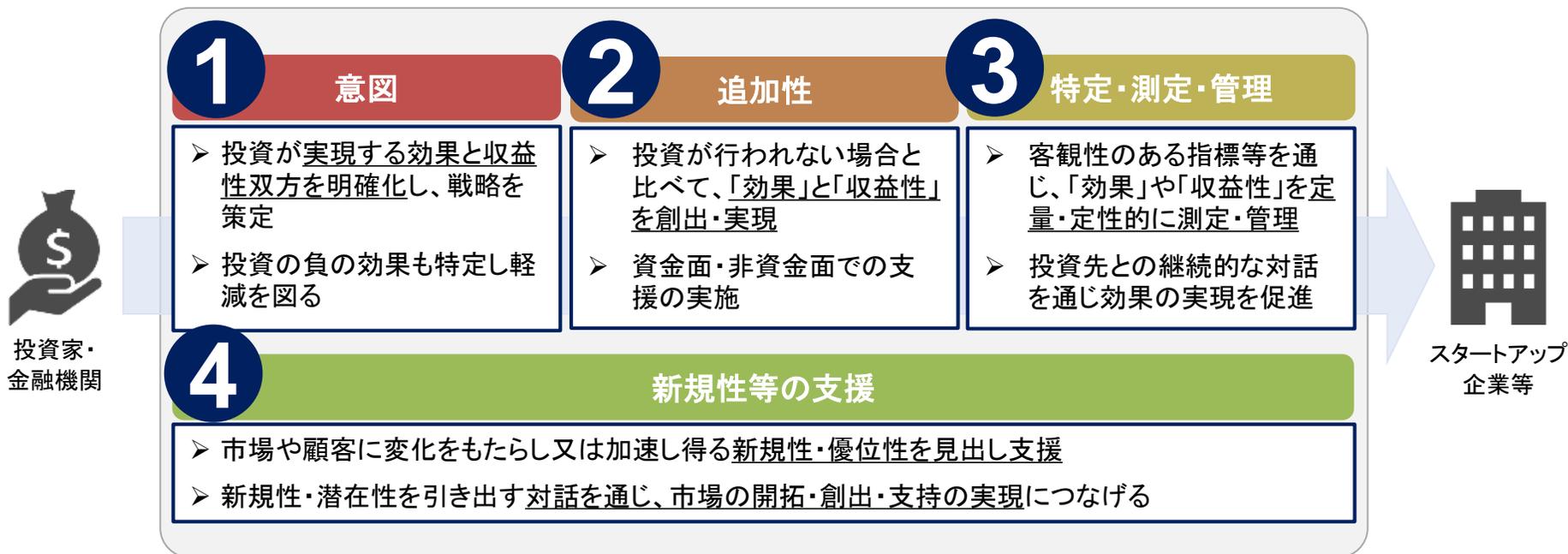


- ・各地域の投資法人、経済・金融団体、大学、自治体や地域活性化に取り組む団体等と連携し、関係者間の対話や課題収集を進める
- ・知財・無形資産を含む事業全体に対する担保制度の早期創設、売上高に応じて返済するなど出資と融資の中間的な金融手法の活用等

「インパクト投資」の「基本的指針」(案) 概要

■ 「社会・環境的効果」(インパクト)と「収益性」の双方の実現を図る「インパクト投資」の基本的な考え方を「基本的指針案」として取りまとめ。最終化に向けて、**市中協議を実施し、国内外の市場関係者に能動的に発信・対話**を行う。

- 目的: インパクト投資の基本的な考え方とプロセス等について**共通理解を醸成**
- 対象: **投資対象**(業種、規模、上場・非上場、営業地域等)・**投資主体**(金融機関、投資家等)・**アセットクラス**(エクイティ、デット等)**の別に関わらず対象**
- 位置付け: 黎明期・成長期である市場特性を踏まえて、幅広い創意工夫を促すよう、**原則的・一般的な記載**
- インパクト投資に必要な要件: **①意図**、**②追加性**、**③特定・測定・管理**、**④新規性等の支援**



人材育成スキルマップ^o

I サステナビリティ の 課題と意義

サステナビリティの基本的意義とテーマ毎の課題を理解し、これらが金融・産業に与える機会・リスクを説明出来ること

① サステナビリティと金融・産業

1. サステナビリティの基本的意義と様々な課題の全体像、多様な価値の理解
2. サステナビリティに係る金融の役割、サステナブルファイナンスとは

② 環境(E)に係る課題

1. 気候変動（仕組み、影響、対応）
2. 汚染予防（大気汚染、化学物質）
3. 自然循環（原料調達、廃棄物管理）
4. 水（取水・排水管理、水資源利用）
5. 生物多様性（生態系の影響評価）

③ 社会(S)に係る課題

1. 人権（基本原則、人権デューデリジェンス、様々な人々の権利、AIと倫理）
2. 雇用・労働慣行（強制労働、児童労働、機会均等、ハラスメント、労働安全衛生、ダイバーシティ、人的資本）

④ ガバナンス(G)に係る課題

1. コーポレート・ガバナンス（所有と経営、ステークホルダー協働、取締役会、情報公開、議決権行使）
2. リスク管理（ESGリスクマネジメント）
3. 腐敗防止（贈収賄の防止）

基礎

II サステナブル ファイナンスの 知見と実践

サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなどを理解し、戦略策定・サービス提供等を実践出来ること

⑤ サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなど

1. サステナブルファイナンス市場の動向（分野ごとの市場規模や最近の資金調達・供給発行・調達状況など）
2. 金融商品・金融機関などに関する様々な原則（責任投資原則、ネットゼロに向けたアライアンス、グリーンボンドなど）
3. サステナブルファイナンスに係る規制等の動向（NGFSなどによるシナリオ分析、タクソミーとトランジションなど）

⑥ 幅広い金融サービスの提供

1. 様々なアドバイス・ファイナンス
2. 融資・債券
3. 投資・出資
4. インパクト

⑦ サステナビリティ経営の実践

1. 経営戦略・事業戦略の策定
 2. リスク管理
 3. 指標や目標の設定
- 等

⑧ 情報開示と対話

1. 情報開示の枠組み
2. 企業との対話（エンゲージメント）
3. ステークホルダーとの対話・協働

応用

III 実践を進める ソフトスキル

例えば以下のような、コミュニケーション、リーダーシップ、情報収集と知見の統合など、実践を進めるソフトスキルの獲得

- ✓ 専門領域を含めつつ、幅広い他領域の動向に意識を向けて情報を収集し、新たな課題特定や発想につなげるスキル
- ✓ 社内外の様々な関係者と良好な関係を構築し、建設的な協働を図っていくコミュニケーションのスキル
- ✓ 国内外の様々な議論の場面に積極的に参画し、国内外の関係者の認識と対応をけん引するリーダーシップスキル

(※) 上記項目は主要な課題などを例示したものであり、各課題などはこれに限られるものではない。また、1個人で全てのスキルを獲得することは必ずしも容易でなく、組織やチーム全体として必要なスキルを獲得し、実践を図っていくことが重要と考えられる。

(※) 各項目については、JPX-QUICK ESG課題解説集等の国内各種機関の取組みやアイルランド・シンガポール・米国などによる取組みも参照しながら記述している。